

議第62号

京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

(京都市公共下水道事業条例の一部改正)

第1条 京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「700円」を「650円」に改める。

第16条の2第1項前段中「いう」の右に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「700円」を「650円」に改める。

第16条の3第2項中「89円」を「83円」に改め、同条第4項中「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改め、同条を第16条の4とする。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(貸与された水道メーターを利用する共同住宅における汚水に係る1月の使用料の額)

第16条の3 水道事業条例第9条第2項の規定により管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水(専用装置の水に係る汚水を除く。)に係る1月の使用料の額については、第16条第1項の規定を準用する。

2 前2条の規定にかかわらず、前項の共同住宅における専用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額については、水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量について、管理者が定めるところにより計算して得た額とする。

3 第16条第4項の規定は、第1項の共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第16条の3第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

第19条第2項前段中「第16条の3」を「第16条の4」に改め、同項後段中「700円」を「650円」に、「1,400円」を「1,300円」に、「第16条の3第2項」を「第16条の4第2項」に、「89円」を「83円」に、「178円」を「166円」に改める。

第20条第1項及び第2項中「第16条の3」を「第16条の4」に改める。

第24条中「減免することがある」を「減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の2項を加える。

2 管理者は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から1月当たり20円に100分の105を乗じて得た額を減額する。

3 前項の規定にかかわらず、使用者の責めに帰すべき事由により、第21条第1項に規定する納入期限までに使用料が納入されなかったときは、この限りでない。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第16条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき)
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	10 <sup>円</sup>
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	113
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	116
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	162
100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	183
200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	201

500立方メートルを超え，5,000立方メートルまでの部分	213
5,000立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業（特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。）において汚水を排除する場合の汚水排出量で30立方メートルを超える部分	15

別表第2（第16条の2関係）

汚 水 排 出 量	従量使用料（1立方メートルにつき）
5立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え，10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 10
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え，20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え，30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え，100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え，200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え，500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え，5,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第3（第16条の4関係）

汚 水 排 出 量	従量使用料（1立方メートルにつき）
8立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え，30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 11

30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

別表第4 (第19条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき)
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	10 <sup>円</sup>
20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	113
40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	116
60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	162
200立方メートルを超え、400立方メートルまでの部分	183
400立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	201
1,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	213
10,000立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業 (特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。) において汚水を排除する場合の汚水排出量で60立方メートルを超える部分	15

別表第5 (第19条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき)
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	10 <sup>円</sup>

20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113
40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第6 (第19条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき) 円
16立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	11
60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

(京都市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

第2条 京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項前段中「いう」の右に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第17条の2 水道事業条例第9条第2項の規定により管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水（専用装置の水に係る汚水を除く。）に係る1月の使用料の額については、第16条第1項の規定を準用する。

2 前2条の規定にかかわらず、前項の共同住宅における専用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額については、水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量について、管理者が定めるところにより計算して得た額とする。

3 第16条第4項の規定は、第1項の共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第17条の2第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第1条中京都市公共下水道事業条例第16条の2第1項前段の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第16条の3の改正規定（「89円」を「83円」に改める部分を除く。）、第19条第2項前段の改正規定、同項後段の改正規定（「第16条の3第2項」を「第16条の4第2項」に改める部分に限る。）、第20条第1項及び第2項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例第16条第2項、第16条の2第2項、第16条の4第2項、第19条第2項、第24条第2項及び第3

項並びに別表第1から別表第6までの規定は、平成25年10月1日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。